

## 事前相談（都市計画グループ）

- ・窓口で状況の聞き取り、手続きに関する説明を行います。
- ・職員による当該地の調査を行います。（現場確認、指定年月日、営農状況、道連れ解除の有無など）
- ・農業従事者の状況確認を行います。（農家台帳への記載の有無、農業従事日数、他の従事者の有無、当該地以外の生産緑地の有無、過去の買取申出の有無など）

**現地確認、農業委員会（総合行政委員会）との協議など、買取申出の条件を確認するため、数日程度、期間を要する可能性があります。**

### 主たる従事者の故障の場合

- ・農業に従事できないことが明記された医師の診断書等が必要です。

### 主たる従事者の死亡の場合

- ・当該地の相続人を確認できる書類が必要です。（相続登記が完了した土地登記事項証明書など。）

### 指定から 30 年経過の場合

- ・特定緑地に指定されていない場合に限り手続きが可能です。（指定されている場合は、左記 又は の流れ）

## 生産緑地の主たる従事者の証明（総合行政委員会）

- ・「農業の主たる従事者」又は「一定割合以上従事している者」のいずれかに該当するか判断を行い、買取申出の手续に必要な証明書の交付を行います。（農業委員会定例会にて審議を行うため、1ヶ月程度期間を要する場合があります。）

## 買取申出書の提出（都市計画グループ）

- ・必要書類を添付した上で、買取申出書を提出していただきます。

### 市等が生産緑地を買い取る場合

- ・買取申出から1ヶ月以内に買い取る旨の通知を送付します。
- ・価格等の協議を行います。

### 市等が生産緑地を買い取らない場合

- ・買取申出から1ヶ月以内に買い取らない旨の通知を送付します。
- ・農林漁業希望者へ農地等として斡旋します。

生産緑地法等関係法令に基づき、手続きを進めます。

### 斡旋成立の場合

- ・農地等として生産緑地の管理を継続していただきます。

### 斡旋不調の場合

- ・生産緑地としての効力（行為制限）が解除されるまで農地等として適切に管理していただきます。

## 生産緑地の行為制限の解除

- ・買取申出から3ヶ月以内に所有権移転が行われない場合、行為制限が自動的に解除されます。
- ・以後、開発行為や土地の売買等が可能です。（200㎡以上の売買の場合、公有地の拡大の推進に関する法律の手続きが別途必要です。）
- ・その他、土地利用の目的に応じて開発・建築・農地転用に関する手続きなどが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

## 生産緑地地区の区域の廃止について

- ・行為制限が解除された生産緑地地区は、毎年11月頃に開催する大阪狭山市都市計画審議会の議決を得た上で、区域を廃止します。（4月、5月の買取申出は当該年度中に、6月以降の買取申出は翌年度中に手続きを行います。）

## 税制措置について

- ・固定資産税の評価について、5月31日までに買取申出を行った農地は翌年から、6月1日以降に買取申出を行った農地は翌々年から宅地並み課税となります。ただし、賦課期日の土地利用状況により、翌年から宅地並み課税となる場合があります。
- ・納税猶予を受けている農地について、納税が発生する可能性があります。詳しくは税務署までお問合せください。